行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別不詳

上記の者は、平成21年10月14日午前８時30分頃、大分県津久見市所在の高甲岩灯台から真方位203度約5600メートルの水深約４メートルの海底にて、人骨（骨盤、肋骨、大腿骨、胸椎の一部）で発見。また、翌日午後１時32分、同発見場所付近の捜索で頭蓋骨及び肋骨２本を新たに発見。

検案の結果、推定される死亡年月日時、場所及びその状況は不詳。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管しております。お心当りの方は、当市福祉事務所までお申し出下さい。

平成21年11月27日

大分県　佐伯市長　西嶋　泰義

無縁墳墓等改葬公告

具志川運動公園整備事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成21年11月27日　沖縄県うるま市

1　墳墓等所在地　沖縄県うるま市字具志川2352―1番地

1　墳墓等の名称　不詳

1　死亡者の本籍及び氏名　不詳

1　改葬を行おうとする者　沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号　うるま市長　島袋　俊夫

会社その他の公告

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定に基づく桶川都市計画事業坂田東特定土地区画整理事業の換地処分通知書のうち、左記に記載するものに対する通知は、送付すべき場所を確知することができない、または送付したが受領を拒まれたため、それぞれ当該書類を通知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定に基づき、当該書類の送付にかえてその通知書の内容を左記のとおり公告します。

記

権利者氏名　島田とし子（持分六分の一）

権利者住所　桶川市大字坂田二八八番地八

従前の土地

桶川市大字坂田字原二八八番二

地目　雑種地　登記簿地積　五・七一㎡

換地処分後の土地

八十五街区　桶川市坂田東一丁目一一番六

地目　雑種地　地積　五・五四㎡

清算金精算額　徴収七千八百五十九円

権利者氏名　名倉　剛三（持分五分の一）

権利者住所　北足立郡桶川町大字桶川一六八九番地

従前の土地

桶川市大字坂田字原三三七番四

地目　畑　登記簿地積　五十六㎡

清算金精算額　交付十一万八千四百五円

記事　法第九十五条第六項による金銭清算法第百四条第一項により消滅

権利者氏名　古澤　實（持分十三分の一）

権利者住所　桶川市大字坂田二九〇番地六

従前の土地

桶川市大字坂田字原二八六番1

地目　公衆用道路　登記簿地積　二百六十九㎡

清算金精算額　交付六十八万四千三百四十円

うち供託すべき金額　六十八万四千三百四十円

記事　法第九十五条第六項による金銭清算法第百四条第一項により消滅

権利者氏名　堀内　規之（持分七千六百分の千四百六十八）

権利者住所　桶川市大字坂田六六二番地三

従前の土地

桶川市大字坂田字宮前五八五番

地目　畑　登記簿地積　七六〇㎡

換地処分後の土地

二十三街区　桶川市坂田東三丁目十七番四

地目　宅地　地積　百六十二・六九㎡

二十三街区　桶川市坂田東三丁目一七番六

地目　宅地　地積　百二・五八㎡

二十三街区　桶川市坂田東三丁目一七番七

地目　宅地　地積　百二・四三㎡

二十三街区　桶川市坂田東三丁目一七番五

地目　宅地　地積　百六十二・六八㎡

清算金精算額　交付十六万二千九百九十七円

うち供託すべき金額　十六万二千九百九十七円

権利者氏名　杉本喜兵衛（持分五分の一）

権利者住所　東京都台東区浅草六丁目七番九号

従前の土地

桶川市大字坂田字宮前五四一番一

地目　山林　登記簿地積　三百三十六㎡

清算金精算額　交付八十万二千百七円

記事　法第九十五条第六項による金銭清算法第百四条第一項により消滅

権利者氏名　島田とし子（持分六分の一）

権利者住所　桶川市大字坂田二八八番地八

従前の土地

桶川市大字坂田字宮前五四一番五六

地目　山林　登記簿地積　二十三㎡

清算金精算額　交付四万七千九百十五円

記事　法第九十五条第六項による金銭清算法第百四条第一項により消滅

従前の土地

桶川市大字坂田字宮前五四一番一

地目　山林　登記簿地積　三百三十六㎡

清算金精算額　交付八十万二千百七円

記事　法第九十五条第六項による金銭清算法第百四条第一項により消滅

権利者氏名　吉田順太郎（持分五分の一）

権利者住所　東京都台東区浅草六丁目一九番一一号

従前の土地

桶川市大字坂田字宮前五四一番二七

地目　山林　登記簿地積　二十九㎡

清算金精算額　交付六万千三百十七円

記事　法第九十五条第六項による金銭清算法第百四条第一項により消滅

権利者氏名　永瀬春三郎（持分五分の一）

権利者住所　東京都台東区浅草六丁目五番一〇号

従前の土地

桶川市大字坂田字宮前五四一番一

地目　山林　登記簿地積　三百三十六㎡

清算金精算額　交付八十万二千百七円

記事　法第九十五条第六項による金銭清算法第百四条第一項により消滅

従前の土地

桶川市大字坂田字宮前五四一番五六

地目　山林　登記簿地積　二十三㎡

清算金精算額　交付四万七千九百十五円

記事　法第九十五条第六項による金銭清算法第百四条第一項により消滅

従前の土地

桶川市大字坂田字宮前五四一番二七

地目　山林　登記簿地積　二十九㎡

清算金精算額　交付六万千三百十七円

記事　法第九十五条第六項による金銭清算法第百四条第一項により消滅

従前の土地

桶川市大字坂田字宮前五四一番五六

地目　山林　登記簿地積　二十三㎡

清算金精算額　交付四万七千九百十五円

記事　法第九十五条第六項による金銭清算法第百四条第一項により消滅

従前の土地

桶川市大字坂田字宮前五四一番二七

地目　山林　登記簿地積　二十九㎡

清算金精算額　交付六万千三百十七円

記事　法第九十五条第六項による金銭清算法第百四条第一項により消滅

権利者氏名　渡邊　雄司（持分四分の一）

権利者住所　桶川市大字坂田四七一番地二

従前の土地

桶川市大字坂田字原四七一番一〇

地目　公衆用道路　登記簿地積　〇・七二㎡

清算金精算額　交付千五百三十九円

記事　法第九十五条第六項による金銭清算法第百四条第一項により消滅

権利者氏名　鈴木伊重郎（持分四分の一）

権利者住所　桶川市大字坂田四七一番地六

従前の土地

桶川市大字坂田字原四七一番一〇

地目　公衆用道路　登記簿地積　〇・七二㎡

清算金精算額　交付千五百三十九円

記事　法第九十五条第六項による金銭清算法第百四条第一項により消滅

権利者氏名　株式会社エステート磐城

権利者住所　上福岡市上福岡五丁目四番二五号

従前の土地

桶川市大字坂田字原四九三番一四

地目　雑種地　登記簿地積　二・一〇㎡

換地処分後の土地

三十一―二街区　桶川市坂田東二丁目一七番四

地目　雑種地　地積　二・〇八㎡